

「世界最先端 IT 国家創造宣言」の変更について

〔平成 27 年 6 月 30 日
閣 議 決 定〕

世界最先端 IT 国家創造宣言(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)の全部を別紙のとおり変更する。

世界最先端 IT 国家創造宣言

平成 27 年 6 月 30 日

目次

I. 基本理念	1
1. 再生する日本の礎である情報通信技術（IT）の利活用	1
2. 「真の豊かさ」の追求を通じた、世界の範たる課題解決型の IT 利活用モデルの構築	2
(1) 未来社会の産業構造、社会変革の中心としての IT 利活用	2
(2) 社会的課題の解決と実感できる「真の豊かさ」の実現	3
3. IT を利活用した課題解決に向けた 4 つの柱	4
II. 目指すべき社会・姿	6
1. IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会	6
2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会	6
3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会	6
4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会	7
III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組	9
1. IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会	9
(1) 新たな IT 利活用環境の整備	9
(2) ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進	10
(3) 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進	11
2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会	13
(1) 地方創生 IT 利活用促進プランの推進	13
(2) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等	14
(3) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現	16
3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会	17
(1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現	17
(2) IT を利活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開（Made by Japan 農業の実現）	18
(3) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現	20
(4) 世界一安全で災害に強い社会の実現	21
(5) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現	23
(6) 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化	24

(7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉えた最先端のIT 利活用による「おもてなし」の発信	25
4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会.....	25
(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用.....	25
(2) 利便性の高い電子行政サービスの提供.....	27
(3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革.....	28
(4) 政府におけるITガバナンスの強化.....	30
IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化	32
1. 人材育成・教育	32
2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保.....	34
3. サイバーセキュリティ	35
4. 研究開発の推進・研究開発成果との連携.....	36
V. 本戦略の推進体制・推進方策	37
1. 本戦略のPDCAサイクル等の推進管理体制.....	37
2. 目標・進捗管理における評価指標.....	38
3. 成功モデルの分析・展開	38
4. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開.....	38

I. 基本理念

1. 再生する日本の礎である情報通信技術（IT）の利活用

我が国は、今、日本再興に向けたチャンスをつかみつつある。2013年6月、政府は、成長戦略の柱として情報通信技術（IT）を経済成長のエンジンと位置付け、閉塞感を打破して再生する我が国を牽引することを企図し、政府のIT戦略として、世界最高水準のIT利活用社会を実現するとする「世界最先端IT国家創造宣言」（以下「創造宣言」という。）を策定した。

その上で、同月に新たに任命された内閣情報通信政策監（以下「政府CIO」という。）を中心に、府省庁の縦割りを打破して「横串」を通すことにより、政府が一丸となって創造宣言の推進に取り組んできた。

2年間にわたるこれらの取組により、一部分野では実効的な成果を上げるなど、我が国におけるIT利活用に係る基盤は整備されつつある。

【代表的な成果の例】

- ・ 電子行政分野において、政府情報システム改革の推進により、2014年度末時点の見込みとして、2018年度までにシステム数の約6割の削減（目標：半減）、2021年度をめどに運用コストの約2割の圧縮（目標：3割）を実現予定。
- ・ 農業分野において、輸出1兆円を軸とした農業の産業力強化に向けた基盤を整備。具体的には、農業情報創成・流通促進戦略の策定と、標準化ロードマップ及び個別ガイドラインの策定。
- ・ オープンデータ分野において、オープンデータの利活用を促進する基盤となる、データカタログサイト「DATA.GO.JP」を本格稼働。各府省庁等からの13,038件のデータセット収録。
- ・ マイナンバー制度の利活用に向けた基盤の整備。具体的には、マイナンバー制度の円滑な導入に向けたシステム改修や、マイナポータル機能・要件整備等。
- ・ 個人情報保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を推進するための基盤である個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）等の改正法案を2015年国会に提出。等

このような取組は、国際的にも認められつつある。例えば、国連経済社会局（UNDESA）が、国連加盟193カ国を対象とした「国連電子政府調査」に基づいて、2014

年6月に発表した電子政府の世界ランキングにおいて、我が国は前回2012年の18位から一気に順位を上げ6位に入った。また、2015年4月、世界経済フォーラムが各国・地域のIT分野の競争力を比較して発表した「2015年版世界IT競争力報告」において、我が国の総合順位は143カ国・地域の中で10位と前年より6つ順位を上げ、中でも、政府部門におけるITの活用度は前年22位から7位へ、円滑な法整備を示す「政治・規制環境」も前年16位から8位へと、大きく躍進することとなった。

しかしながら、実際には、世界最先端IT国家の構築に向けた取組は、まだ始まったばかりである。この2年間に整備してきたIT利活用基盤を活用しつつも、世界最高水準のIT利活用社会を国民が実感できるようにするべく今後取り組むべき課題は、山積しているのが現状である。

2. 「真の豊かさ」の追求を通じた、世界の範たる課題解決型のIT利活用モデルの構築

(1) 未来社会の産業構造、社会変革の中心としてのIT利活用

技術の進展に伴い、ITをめぐる産業構造は今後に向けて大きく変わりつつある。「ヒト」、「モノ」、「カネ」と並んで、「データ」は今後の新たな資源となるものであり、特にビッグデータの時代においては、「データ」の活用、すなわちITの利活用こそが、経済成長をもたらす鍵であるとともに、課題解決にもつながるものであるとの認識は近年浸透しつつある。このような中、分野・領域を超えた「データ」の収集・蓄積・融合・解析・活用が、新たな付加価値を創造するとともに、変革のスピードを向上させ、産業構造・社会生活にイノベーションを可能とする社会の構築につながるものと期待されている。

このようなビッグデータの利活用は、近年の更なる技術の進展に伴い、進化を遂げつつあり、未来社会における産業創造、社会変革の中心になりつつある。特に、コンピュータに入力した情報をやり取りする時代から、様々なモノにセンサ等が埋め込まれ、収集された多量の情報がインターネットでやり取りされる、いわゆるIoT (Internet of Things) の時代へと移行しつつある中、今後、あらゆるものがデジタル化・ネットワーク化されることにより、経済社会に係る全ての活動の状況がデータとして捉えられるような時代の到来が見込まれる。また、そのように集められた多量、多様のデータが、リアルタイムにビッグデータとして収集・蓄積され、人工知能 (AI : Artificial Intelligence) としての解析・判断が現実の経済社会活動に組み込まれることにより、

きめ細やかに、かつ効率的に活動ができる「超スマート社会」が到来することが見込まれる。このような超スマート社会は、道路交通分野、農業分野、エネルギー分野等に限らず、今後、様々な分野に拡大されていくことになる。

世界最先端の IT 国家を目指していくためには、このように IT の利活用が未来社会における産業創造、社会変革の中心になりつつあるとの認識の下、グローバルな IT 環境の変化も視野に入れつつ、マイナンバー制度などこれまでの IT 利活用基盤を積極的に活用しつつ、我が国が直面する社会的課題に対応した IT 利活用社会像をより明確に意識した上で、IT 利活用の深化を通じた経済社会の成長を加速していかなければならない。

(2) 社会的課題の解決と実感できる「真の豊かさ」の実現

我が国は、少子高齢化が進展する中、未曾有の課題に直面しつつある。世界に類を見ないスピードでの超高齢社会の到来に備え、それに伴う労働人口の減少や社会保障給付費の増大、いまだ不安をぬぐえない大規模自然災害への対策、高度経済成長期に集中的に投資した社会インフラの老朽化、エネルギーの安定供給と経済性の確保、食料自給率の伸び悩みなど、多くの課題に直面しており、先進諸国の中でも群を抜く課題先進国と言える。

また、地方においては、我が国における人口減少を契機に、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い状況にあり、地方の弱体化を通じた日本社会全体の活力の低下が懸念されている。

IT は、あらゆる領域に活用される万能なツールであり、経済成長のエンジンとなるだけでなく、これらの諸課題を柔軟かつ強力に解決することを可能とするものである。このため、世界最先端の IT 国家を目指すに当たっては、単に IT 利活用の深化を進めるだけでなく、これらの諸課題を解決するような世界の範たる課題解決型の IT 利活用モデルを構築することにより、国民一人ひとりが実感できる「真の豊かさ」を追求していくことが必要である。

ここで追求すべき「豊かさ」とは、IT 利活用により効率性の向上のみを求めることによって得られるような物質的・経済的な豊かさではない。積極的かつ果敢に IT を利活用することにより、新たなサービスの創出等を通じた経済成長、女性や高齢者を含む雇

用創出に加え、安全・安心・公平で、便利かつ豊かさを実感できる社会を構築することによって、国民一人一人が、彩りのある日々の生活を前向きに生きることを後押しするような「真の豊かさ」であり、このような社会を実現することが、我が国が切り開くべき未来である。

3. IT を利活用した課題解決に向けた4つの柱

このような新たな認識の下、課題先進国である我が国が、引き続き、IT を経済成長のエンジンとして位置付け、我が国の経済再生、課題解決に貢献する観点から、従来の創造宣言を改定する。

新たな創造宣言では、情勢変化を踏まえつつ、引き続き今後5年程度の期間（2020年まで）に、世界最高水準のIT利活用社会の実現と、その成果を国際展開することを目指して取り組むものとする。その際、セキュリティなど国民の安全・安心に最大限配慮するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を積極的に活用するものとする。

また、その目指すべき世界最高水準のIT利活用社会としては、これまで整備してきたマイナンバー制度などのIT利活用基盤を積極的に活用し、未来社会の産業創造、社会改革を念頭に置きつつ、世界に先駆けて「課題解決型IT利活用モデル」を構築し、国民が実感できる「真の豊かさ」を実現することに重点を置くものとする。

その上で、この目標に向けてIT利活用に係る施策を推進するに当たっては、①社会全体のビジネスプロセス等の改革や新たなビジネスモデルを構築することによってもたらされる「革新性（イノベーション）」と、それらの革新性の基盤として、②データやソフトウェア・情報システムを社会全体で分野横断的に有効活用を促進する「標準化による汎用性・継続性」という、IT利活用の特徴である2つの観点に配慮しつつ、進めることになる。

このような観点に立ち、多くの課題に対して効果的・効率的・重点的に諸課題に対応するため、新たな創造宣言では、次の4項目を柱として、目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取組を推進する。

- ① IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会
- ② ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会
- ③ ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会

④ IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

このような取組を推進するに当たっては、引き続き、政府 CIO の高度な府省庁間の政策的調整を行う権限や、府省庁横断的な計画や経費見積もり方針を作成する権限等を基に、政府 CIO を司令塔として、省庁の縦割りを打破して「横串」を通す取組を積極的に推進する。

また、これらの IT に関する政府全体の政策の推進に当たっては、IT が社会変革の中心になりつつあることを踏まえ、従来にも増して、サイバーセキュリティ戦略本部、知的財産戦略本部、まち・ひと・しごと創生本部、宇宙開発戦略本部、健康・医療戦略推進本部、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、総合科学技術・イノベーション会議等とも密接に連携し、推進するものとする。

なお、取組の進捗状況や成果を評価できるよう、可能な限り、定量的な評価指標（KPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator））を示すこととした（KPI については、本戦略を推進する過程において、より適切な評価指標となるよう、不断の見直しを行うこととする。）。

また、本戦略の遂行においては、引き続き「具体的に、誰が（担当府省庁）、何を（取組）、いつまでに（スケジュール）」を明確にする、「工程表」を併せて策定し、立ち止まることなく継続的に、PDCA サイクルを実行、持続的な深耕と発展を行っていく。

その際、日本再興戦略が、「常に進化していく成長戦略」として、施策の追加・深掘りなどの改定を行うとされていることを踏まえ、その柱である本戦略についても、政府 CIO を中心とした新戦略推進専門調査会等における PDCA サイクルの推進管理を踏まえつつ、その充実・加速化に向けた改定を進めるものとする。

II. 目指すべき社会・姿

1. IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会

IoT 時代の到来や、公共データのカatalogサイト「DATA.GO.JP」の整備、「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」の2015年通常国会提出、また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行など、本戦略の推進の下、我が国におけるIT利活用基盤は整備されつつあり、大きく変革の時を迎えた。

この機を捉え、社会全体のIT利活用を一気に加速させるため、制度的、技術的環境の進展に伴った枠組みの構築について、新たな法律の制定も視野に検討を行い、法制上の措置等を講ずることにより、我が国の未来に向けた成長を実現する。

また、IoT時代の到来を踏まえ、ビッグデータを利活用した新たなビジネスモデルの構築など、産業が有する潜在能力を強化し、新たな雇用を創出し、成長する社会を実現する。

2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

地方に「しごと」をつくり、「ひと」を呼び込み、それを支える「まち」につながる社会環境を構築することで、人口減少に歯止めをかけ、多様な地域社会を形成していくとともに、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、将来にわたって「活力ある日本社会」を実現する。

具体的には、地方創生IT利活用促進プラン（2015年6月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）決定）に基づき、地方公共団体等のIT利活用促進のための情報共有基盤整備、地方公共団体等に対する人材・産業活性化支援等を推進する。また、起業家精神の創発とベンチャー・中小企業を含むオープンイノベーションを推進するとともに、雇用形態の多様化及びワーク・ライフ・バランスの実現の推進並びに地方公共団体が保有する行政システムに関するスリム化支援を実施する。

3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会

我が国においては、超高齢社会への対応、交通事故死者数の減少幅の縮小傾向、東日本大震災での経験を踏まえた大規模自然災害への備え、主に高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化対策、電力需給等の管理によるエネルギーの安定的・効率的な供給などの社会的課題が山積している。

このような状況を踏まえ、IT 利活用による新技術と大規模データ解析技術を組み合わせることにより、障がい者や高齢者などの情報弱者を含む全ての国民が健康で安全・安心に暮らせるユニバーサルな新たな社会システムを構築し、様々な社会的課題の解決が図られることを具体的に実証するとともに、企業の事業改革や事業化へのチャレンジを通じて、経済性・利便性の高い新しいサービスを創出することにより、健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会を実現する。

具体的には、医療・介護に必要な医療情報連携ネットワークを全国で展開し、必要な時に適切な医療・介護を受けられるような社会、環境にやさしく、交通事故の危険や交通渋滞が回避される、世界で最も安全な道路交通社会、世界で最も安全で経済的な社会インフラ、平時だけでなく災害時にも誰でもどこでも必要な情報を手に入れられる社会、効率的かつ安定的なエネルギーマネジメントが行われる社会等を実現する。

あわせて、農業分野での積極的な IT 利活用による成長産業化、自動走行システムの開発の推進、次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の国際競争力強化等を進めるとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を捉え、最先端の IT 利活用による「おもてなし」を世界に発信する。

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

従来の電子行政サービスの取組の中には、サービスの電子化・ワンストップ化に一定の成果を上げているものも見られるが、多くはあくまでも窓口・紙が基本で、オンライン・電子化は補助的手段であった。また、これに加え、府省庁間あるいは省庁組織内の縦割りの構造が原因となって、国民にとっては、必ずしも使い勝手の良いサービスとはなっていなかった。

一方で、近年、技術の発展に伴い、効率性等の観点から、クラウドサービスの積極的な活用が求められている。

また、導入に向けた取組が進められているマイナンバー制度は、実社会やオンラインの本人確認手段を提供し、安全・安心にオンラインサービスを利用できる基盤となる「個人番号カード」、自己情報の閲覧等を可能とし、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを提供する「マイナポータル」という、今後、様々な場面や分野において IT 利活用促進に係る重要な基盤となるインフラを提供し、国民生活の安全・安心・公平・豊かさを実現するものである。

今後は、全ての行政サービスが電子的に受けられることを原則とし、クラウド及びマイナンバー制度の徹底活用により、オープンで利便性の高い公共サービスを提供し、電子行政サービスがワンストップでどんな端末でも受けられる「便利なくらし」社会を実現する。

こういった取組に加え、データ駆動型の行政運営に取り組み、革新的かつ透明性の高い電子政府の実現を目指す。今後、政府においては、組織や業務の壁を越えた分野横断

的なデータの利活用を含め、データを駆使した行政運営を強化し、政策企画や評価の高度化、サービスの品質向上、行政運営の効率化を図る。

III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

「Ⅱ. 目指すべき社会・姿」を実現するため、府省庁横断的な課題については、積極的に「横串」を通し、以下に示す取組を進める。具体的取組に当たっては、可能な限り、KPIを設定し、IT総合戦略本部の下で、推進管理を行う。

また、取組を進めるに当たって、障害となる規制・制度やルールについては、積極的に見直しを進めるとともに、関係府省庁が連携して、重点課題について、政策資源を集中投下し、成功モデルを実証するプロジェクトを推進すること等により、本戦略において目指すべき社会・姿を実現する。

あわせて、これらの取組を通じた課題解決の成功モデルの国際展開を図る。

1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会

(1) 新たなIT利活用環境の整備

マイナンバー制度やパーソナルデータに関する法律の見直し等により、様々な分野において「IT利活用基盤」が整いつつある中、これらの基盤を最大限に活用し、生活のあらゆる場面におけるIT利活用をより一層加速させるため、現状の枠組みの抜本的な見直しを図り、国民生活の安全・安心・公平・豊かさの実現と産業振興を推進する。そのため、電子的処理や情報の高度な流通性の確保等を基本原則としつつ、安全・安心に情報の流通を担う代理機関（仮称）の創設、マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の手続の電子化・ワンストップ化、シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置等を講ずる。

加えて、データを活用した新たなビジネスモデルの創出や企業のセキュリティ経営を促進する環境を整備するため、法制上の措置を含めた検討を行い、順次必要な措置等を講ずる。

あわせて、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（2013年12月IT総合戦略本部決定）」及び2015年6月ITコミュニケーション活用推進戦略会議にて「IT利活用に係る基本指針～安全・安心と利活用のバランスを踏まえて～」が取りまとめられ、対面・書面原則を転換し、電磁的処理及び情報の高度な流通性の確保等を基本原則とし、IT利活用を最大限に推進できるような制度への見直しを進めることとしており、必要な法制上の措置等を検討する。

特に、電子行政サービスにおける認証の在り方については、スマートフォンやタブレット端末、テレビ等を通じたITの利活用を念頭に、本人確認手続規定の類型化を図り、契約締結や役務の利用に係る利用者の利便性向上とプライバシー保護、本

人確認の正確性の担保との両立を図るオンライン利用を前提とした本人確認手続等の見直しについて検討を進める。

また、ビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT 総合戦略本部の下に設置された検討組織等において検討した、データの活用と個人情報及びプライバシーの保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの明確化、マイナンバー制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張などの整理を踏まえた第三者機関である「個人情報保護委員会」（プライバシー・コミッショナー）の体制整備、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い等を含む「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」を 2015 年通常国会に提出した。

さらに、2015 年以降、法案の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際的な連携にも配慮しつつ、政令、委員会規則及び新たな個人情報保護ガイドラインの策定の着実な実施、同意取得手続の標準化などの取組の推進、個人情報保護委員会の体制強化及び IT 化の推進など、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。

なお、行政機関や独立行政法人等が保有するパーソナルデータの利活用の仕組みについては、改正個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえて検討を行い、この検討結果に基づき改正個人情報保護法の施行日までに所要の措置を講ずる。

【KPI】

- ・見直された制度あるいは様式数

(2) ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進

個人や機器・インフラの行動・状態等が日々刻々と IT により流通・蓄積されており、このビッグデータの利活用による、付加価値を生み出す新事業・新サービス創出を強力に推進する。

このため、ビッグデータのうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータである「パーソナルデータ」の取扱いについては、その利活用を円滑に進めるため、個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備を進める。また、環境整備に当たっては、プライバシーや情報セキュリティ等に関するルールの標準化や国際的な仕組み作りを通じた利便性向上及び国境を越えた円滑な情報移転が重要であり、OECD 等国際交渉の場を活用し、国際的な連携を推進する。

既に、スマートフォンの利用者情報の取扱いなど先行的にルール策定が行われた分

野については、取組の普及を推進する。

あわせて、ビッグデータの利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの収集・蓄積・処理技術の高度化など、共通技術の早期確立を図るとともに、新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。その一環として、宇宙関連ビッグデータ利活用技術の推進に係る宇宙開発戦略本部の取組と連携する。

また、今後、IoT や AI の更なる進化により、実世界とサイバー空間が相互連関するサイバーフィジカルシステムが実現され、全ての産業においてデータを核としたビジネスモデルの革新が生じることが予想される。

これを踏まえ、行政や民間企業等のデータの分野横断的な流通を促進するため、データ流通市場の創出など、今後のビジネスモデルの在り方を見据えた産業横断的なルール策定や、企業における積極的な IT・データ活用等を株式市場が評価する仕組みの構築、企業間連携を促進するための産学官連携による協議会を創設し、分野別の取組を推進するなど、データドリブンイノベーションが創出される環境の整備を進める。

あわせて、ビッグデータの利活用に資する観点から、行政が保有する地理空間情報（G 空間情報）、人工衛星によるリモートセンシング情報（陸海域状況等）、防災・減災情報、調達情報、統計情報などの公共データの民間開放（オープンデータ）を推進し、企業が保有する顧客情報、個人のライフログ情報など、社会や市場に存在する多種多量の情報、いわゆるビッグデータを相互に結び付け、活用することにより、新ビジネスや官民協働の新サービスが創出され、企業活動、消費者行動や社会生活にもイノベーションが創出される社会を実現する。

【KPI】

- ・ パーソナルデータ利活用に関連した制度見直しの達成状況
- ・ ビッグデータ活用により創出された新事業・新サービスの合計額

（3）公共データの民間開放（オープンデータ）の推進

これまで「電子行政オープンデータ戦略」等に基づき、データ公開の側面を中心に環境整備を行ってきたが、今後は、同戦略に掲げたオープンデータの意義・目的を踏まえたこれまでの取組を継承しつつ、利活用の促進を意識した対応を行っていく必要がある。

オープンデータは地域住民、コミュニティ、地方公共団体等の課題の発見（見える化）・解決、さらには超高齢社会の到来に備えた我が国全体の課題の発見・解決

等につながることを期待されていることを踏まえ、「課題解決型のオープンデータの推進」に発想を転換する。

このような認識の下、府省庁においては、オープンデータ推進による課題の発見（見える化）を図るとともに、各々の重点施策等をはじめ、所掌分野における諸課題への対応を検討するに当たっては、その解決の一手段としてオープンデータによる対応の可否を検討するものとする（府省庁の政策決定過程にオープンデータによる対応の検討をビルトイン化）。さらに、そのユースケースの情報発信を行うこととする。

データ公開に関しては、各府省等の Web サイトに掲載していないデータの公開の推進、「政府標準利用規約」の国際的にオープンなライセンスへの見直し、独立行政法人・公益企業等におけるオープンデータの取組の推進を行う。

また、政府のデータカタログサイトについては、引き続き、機械判読に適したデータ形式での公開、英語など外国語コンテンツの充実を図る。

各府省庁が公開するデータの構造等の標準化等については、既存のガイドラインの周知徹底等に取り組むこととし、関連して、各府省 Web サイトにおいて、データの組み合わせや横断的利用を容易とする共通の語彙（ボキャブラリ）の基盤構築、各府省庁の Web サイトで提供するデータベースにおける API 機能の整備や API の総合カタログを提供する。

地方公共団体におけるオープンデータの取組については、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」の普及促進を図りつつ、その推進・支援策として、地方公共団体特有のデータ形式の標準化（情報の分類方法、タグ付けの方法等）のほか、オープンデータに係るコミュニティ活動やデータの分析等を通じた地域課題の解決等を推進する民間有識者などの人材派遣や、既に取り組んでいる地方公共団体の成功事例の横展開等に関する支援を行う。

また、地方公共団体の保有する公共データ等については、このほか、その流通・連携・利活用を効果的に行うための技術の開発・実証、観光等の公共データを一元的にオープン化する基盤の構築を図る。

データの利活用の推進に関しては、オープンデータに関するニーズの把握や掘り起こしについて、データカタログサイト等を通じた匿名の投稿を可能とするほか、開発者フォーラムの設置等によるニーズの収集・フィードバックなど、新たな取組を行う。

大学のみならず、小中学校、高等学校において、発達段階を踏まえ、オープンデータの利活用を推進することを通じて、IT を利活用できる人材の育成に努める。

また、オープンデータの利活用を中心とした普及・啓発に向けた取組として、オープンデータの普及・啓発を行う民間団体と連携し、典型的な利活用の成功事例を収集・類型化、情報提供する仕組みを構築する。

さらに、オープンデータの国際展開の推進に係る取組として、オープンデータを推進している諸外国の政府・団体・NPO 等との政策や事例の共有化を図りつつ、積極的に海外展開を図るための方策として、オープンデータの利活用に関するアプリやシステム、ノウハウのパッケージ化などのオープンデータを切り口とした新しいシステムや事業のアジア等での提案、発信を推進する。

また、オープンデータの利活用への取組について客観的に評価するための国際的指標（グローバルインデックス）の確立に向け、我が国が優位な分野を意識しつつ主体的に取り組み、海外発信を行う。

【KPI】

- ・各府省等のオープンデータ達成状況（重点政策課題を中心とした各府省庁のオープンデータ公開状況等）
- ・データカタログに掲載されたデータセットの数（機械判読に適したファイル形式のデータの登録率、外国語のデータの登録率（いずれも府省毎）等）、アクセス数・ダウンロード数
- ・地方公共団体、独立行政法人・公益企業等におけるオープンデータ取組状況
- ・地方公共団体のオープンデータに係るデータ形式の標準化の普及状況
- ・地方公共団体に対する人材支援の実施件数
- ・オープンデータを活用して開発されたアプリケーション数
- ・成功事例における提供情報の件数

2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

(1) 地方創生 IT 利活用促進プランの推進

IT は、地方が抱える課題解決に対しても有効な手段であるという認識の下、全国各地での IT 利活用に向けた挑戦的な取組とそれらの成果の横展開を推進し、「まち・ひと・しごと」の好循環を達成することにより、地域産業の活性化及び住みやすさの向上を図り、2020 年までに「実感できる地方創生」を実現するとともに、我が国の経済再生に貢献する。

このため、地方公共団体による「地方版総合戦略」の策定実行に必要な IT の効果的な導入方針や国の支援方針を定めた「地方創生 IT 利活用促進プラン」に基づき、地方公共団体等による IT 利活用を推進するための情報共有基盤、ガイドライン等の整備、地方自治体、企業等に対する人材・産業活性化支援策、IT 利活用障壁の解消に向けた施策などの重点的な取組を広く総合的に推進する。

地方公共団体等による IT 利活用を推進するための情報共有基盤の整備としては、行政、オープンデータに係るガイドラインに加え、農林水産業・観光業などの分野

別の事例の収集とガイドラインの検討をするとともに、これらの優良事例や各分野別の取組に係るガイドライン等を含めて、国・地方公共団体、地方公共団体間での情報共有や、意見交換等が行える基盤の構築を検討する。なお、システムの共通化等による行政情報システムの改革と業務改革の抜本的な取組を加速していく。また、産業構造や人口動態、人の流れ等に関するビッグデータを集約し、可視化する地域経済分析システム（RESAS）及び市町村ごとに強みのある基盤産業を抽出することを可能とした「地域の産業・雇用創造チャート」の活用支援や SNS 等を用いた情報の活用・分析手法の整理・提供を検討する。さらに、ICT 街づくり推進事業などの実証プロジェクトにおいて得られた成果や地方創生に資する先進的な地域情報化の先進事例（成功モデル）のうち、①具体的な成果が上がっている分野、②今後の普及展開が見込める分野について受益者の範囲や事業性の観点を踏まえて重点化して普及展開を推進するとともに、マイナンバー制度の導入による公的個人認証サービス等も活用し、自立的・持続的な事業運営（事業化）を目指す。

加えて、地方公共団体等に対する人材・産業活性化支援関係として、地方公共団体における業務改革を伴う IT 利活用による公共サービスの向上等を促進するため、変革意欲を有する地方公共団体に対する政府 CIO や成功経験者等による人材支援・相談体制の構築を検討する。また、地方公共団体等に対し、IT に習熟し、熱意ある人材を派遣する仕組み等について、既存の人材派遣制度等との連携も視野に入れつつ、検討する。また、ベンチャー企業、中小・小規模事業者等に対する支援、地方公共団体の業務インフラを活用した地域産業支援への取組、女性や高齢者等が活躍できる働き方改革等によるワーク・ライフ・バランスの推進や、IT を活用した見守り等によるコミュニティを活性化するための支援等を行う。

IT 利活用に係る障壁の解消としては、IT 利活用加速化に向けた制度見直しの推進に加え、IT 利活用した新たなビジネスモデルへの対応を図るべく、地方創生に資する特区制度（近未来技術実証に関する国家戦略特区等）を最大限に活用する。

【KPI】

- ・ 地方版総合戦略での引用件数
- ・ 成功事例等の参照件数
- ・ 人材支援の活用状況
- ・ 取組の有効性（産業波及効果等）
- ・ 実証プロジェクト及びその普及モデルの経済的自立性・継続性

（2）起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等

IT を積極的に活用することにより、広く国民が起業家精神（アントレプレナーシ

ップ)を發揮できる社会を構築するとともに、いわゆる、「オープンイノベーション」の推進等により、新事業・新サービスを創出する IT ベンチャーの起業や世界レベルで競争力のある専門企業群を実現する。

また、サービス関連等の中小・小規模事業における IT の利活用を推進し、我が国の地方の活性化に取り組むとともに、デジタル化された新しいモノづくりの時代にいち早く対応するなど、我が国の競争力強化に積極的に取り組む。

このため、既存のベンチャー支援策の継続的な実施のみならず、クラウドファンディングといった IT を活用した資金調達手法の利用促進や、地域における IT スタートアップファンドの創設を含めたスタートアップ支援環境の整備のための協議会の設立を含めたリスクマネー供給の仲介機能の強化、金融手法を活用した新たな人材育成方式の導入など、起業家精神を創発するための取組を推進するとともに、コンテストによる将来性のある人材・事業・アイデア等の発掘・支援、必要な知識やデータの提供、専門家による支援を促進する。また、国の IT 調達におけるベンチャー企業の活用など能力のある者が活躍できる環境の整備、シリコンバレーとの連携を含め能力のある者や事業者間の連携を加速させる取組を推進する。

中小企業におけるクラウドなどの IT 利活用の促進のため、地域の IT コンサル人材の質の向上を図るとともに、コンサル人材と中小企業支援機関をネットワーク化することで、中小企業によるクラウドなどの IT 利活用の芽を広く掘り起こす体制を整備する。また、2015 年中をめどに、これらの体制も活用し、中小企業の IT 利活用のベストプラクティスの展開や、クラウド事業者やブロードバンド事業者等も参画したクラウド利活用等の普及啓発の促進体制を整備する。

さらに、中小企業や中小企業支援機関が、企業における IT 活用状況を評価できるツールを構築し、普及を図る。

このような取組を統合して実施すべくとりまとめた、「起業家精神を創発する IT 関連施策パッケージ（副題：「アントレ×IT パッケージ）」を地方の現場においても利用しやすいように全面的に見直し、これを広く社会に展開すべく、更に推進するものとする。

これらの取組を通じて、IT・データ利活用による高いサービスレベルや効率的な企業経営を推進し、ベンチャーを含む中小企業の競争力強化・活性化につなげる。

【KPI】

- ・ 起業数
- ・ 支援策の活用状況
- ・ 「起業家精神を創発する IT 関連施策パッケージ」の利用者数

(3) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現

若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどの IT サービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進め、労働者のワーク・ライフ・バランスと地域の活性化を実現する。

このため、特に就業継続が困難となる子育て期の女性や育児に参加する男性、介護を行っている労働者等を対象に、週一回以上、終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワークにおける、労働者にやさしいテレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援し、2016 年までにその本格的な構築・普及を図り、女性の社会進出や、少子高齢化社会における労働力の確保、男性の育児参加、仕事と介護の両立等を促進する。

また、その一環として、地方への人の流れを促進するため、サテライトオフィスでの勤務を含め地方に住みながら仕事を行うようなテレワーク（ふるさとテレワーク）を推進する。

さらに、行政機関としても、引き続き、テレワークを推進するなど、ワークスタイルの変革を進めることが重要である。このため、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき各府省の取組を推進するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進める。

これらの取組等により、2020 年には、テレワーク導入企業を 2012 年度比で 3 倍、週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の 10%以上にし、また、こうした取組も含めた女性の就業支援等により、第一子出産前後の女性の継続就業率を 55%（2009 年においては 38.0%）、25 歳から 44 歳までの女性の就業率を 73%（2011 年においては 66.8%）まで高める。

また、未就職の若者、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等の、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験をいかした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇などの諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とする、IT を活用したハローワーク等の就職支援機能の強化等により、「雇用のマッチングと成長産業へのシフト」、「都会から地方へのシフト」を促進し、働く意欲を持つ人々の就労を支援する。

【KPI】

- ・ テレワーク導入企業数
- ・ 全労働者数に占める週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合（週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数）
- ・ IT を活用したハローワーク等の就職支援機能の強化

3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会

(1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現

地域における医師の不足・偏在、医療従事者の負担増、超高齢社会の到来による医療・介護需要の増大といった我が国が直面する課題を踏まえ、国民一人一人が有効性を理解することにより自発的な利活用が促されるような、データを利活用した健康増進・管理や疾病予防の仕組みの構築を図るとともに、必要な時に効果的・効率的な医療・介護や生活支援サービス等を安心して受けられる持続的な体制を整備する。これらの取組を含む各種施策を通じて、国民が長く健康で自立して暮らすことができる社会（健康長寿社会）を実現するとともに、これに対応した新サービス・新産業の創出を図り、2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸（対2010年）することを達成する。このため、以下の2点についての取組を推進する。

① 効果的・効率的で高品質な医療・介護サービスの展開

医療・介護・健康情報を、医療機関のほか、遠隔医療、在宅医療・介護及び生活支援サービスを担う主体を含む多様な主体が共有・連携する仕組みを構築し、効果的・効率的な医療・介護等を提供する体制を整備する。

このため、地域を超えた国民への医療サービス提供等を可能とする医療情報利活用基盤の構築を目指し、医療情報連携ネットワークについて、データやシステム仕様の標準化、運用ルールの検討やシステム関連コストの大幅な低廉化等による費用対効果の向上を図りつつ、2018年度までに全国への普及・展開を図る。

また、利用者の実態に即した適切な医療・介護や生活支援サービスを提供するため、地域包括ケアに関わる多様な主体が情報共有・連携を行うとともに、適切な介護サービスの提供が利用者の要介護状態の改善につながることを考慮し、これらサービスの客観的な評価とサービス内容の向上に資する取組を推進し、効果の検証及び効果的・効率的な介護サービスを普及・発展させるための具体的な方策の確立に向けて検討する。

さらに、マイナンバー制度のインフラを活用して、医療機関の窓口において、医療保険資格をオンラインで確認できるシステムを整備することにより、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする仕組みを整備する。加えて、オンライン資格確認の基盤を活用して、医療等分野に用いる番号を早期に導入する。

また、高齢者の自立支援・社会参加を促進し、生活の質の向上に資する、医療・介護や生活支援サービスに関するセンサ技術やロボット技術等の開発実証・実用化等を行う。

あわせて、生活習慣病の個人疾病管理など患者・個人が自らの医療・健康情報を一元的、継続的に管理し利活用する仕組みを推進する。また、患者自身が服薬情報

をいつでも、どこでも入手し、薬局薬剤師等から適切な服薬指導等を受けられるよう、電子版お薬手帳の更なる機能性の向上について検討を行い、2018年度までを目標とする医療情報連携ネットワークの全国各地への普及と併せて国民への普及を進める。

② 現役世代からの健康増進等、医療・健康情報等の各種データの活用推進

国民一人一人に生活習慣病の発症予防、重症化予防の有効性の理解を促しつつ、医療・健康情報などの各種データの活用による、個々のライフスタイルに合わせた適切かつ継続性のある健康増進や発症・重症化予防の取組を推進する。

このため、保険者、地方自治体及び企業が健診データやレセプトデータ等から加入者や地域住民、社員の健康状況等を把握・分析し、データに基づく具体的な保健指導や本人の参加も含む健康づくりなど、2016年度までに、地域や企業における国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立し、それを踏まえて、全国展開を図る。

また、電子カルテデータ等を標準化して集積する医療情報データベースの整備を進め、大規模医療情報を活用した医薬品等の安全対策に関する取組を推進する。さらに、レセプト審査における更なるITの利活用により、レセプト審査の効率化や実効性の向上を図るとともに、レセプト情報等の保険者や地方自治体等での利活用拡大により、適切な医療の提供のための取組等を推進する。

これらの取組に寄与する医療・健康情報などの各種データを収集、蓄積し、分析及び活用する仕組みの構築を行う。

あわせて、高齢者の就農による健康増進効果の実証や、食を通じた健康増進に関する既存の取組等で、運動と食が健康増進に多大な影響を与えることが示されていることを踏まえ、地域における多様な働き方や日本独自の食生活等の健康増進モデルの検討も併せて実施し、普及促進を積極的に検討する。

【KPI】

- ・ 導入システムの費用対効果・持続性を踏まえた医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開
- ・ 医療・介護等に関わる多様な主体が情報連携を行う仕組みの普及状況
- ・ 健康寿命の延伸（または、平均寿命の増加を上回る健康寿命の延伸）
- ・ 世界最高水準の健康寿命の維持

(2) ITを利活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開 (Made by Japan 農業の実現)

農業分野における情報利活用の取組が世界的に進展しつつある中で、農業情報の

創成・流通を大幅に促進することにより、農業の IT 利活用の分野で我が国が世界最先端を達成し、我が国農業の産業競争力・国際競争力を飛躍的に高めるとともに、我が国の地方創生にも貢献する。

このため、農業情報の相互運用性等を確保するための標準化や情報の取扱い等に関する基本的な考え方として 2014 年に策定した農業情報創成・流通促進戦略を踏まえ、率先して取り組むべきものから相互運用性の確保等に係る個別ガイドラインの策定等に順次取り組んでおり、2014 年度末には 2 種類の個別ガイドライン（試行版）及び標準化の取組の進捗や目標を示すロードマップを定めた。

今後はこれらガイドライン等について農業関係者、農業 IT 関係者等への普及を図るとともに、当該関係者の意見を踏まえ、試行版を適宜見直して本格運用版を策定し、さらに残された領域に係る個別ガイドラインの策定に取り組むほか、農業情報の取扱いに係る方向性の検討等を行う。そして、我が国農業の生産性と農産物の付加価値の安定的かつ飛躍的な向上を達成し、2020 年度には農林水産物輸出目標 1 兆円を達成することと併せ、雇用や収入の確保等により地方が抱える課題の解決に貢献する。

① 農業の産業競争力向上

高品質の農産物を生産する我が国の農業とこれを支える周辺産業において、篤農家の知恵を含む各種情報を高度に利活用する「AI（アグリーインフォマティクス）農業」の取組が進められていることを踏まえ、これら成果を活用した農業ビジネスモデルの構築等により農業の知識産業化を図り、海外にも展開する「Made by Japan 農業」を実現する。

すなわち、農業の現場における計測等で得られる多くのデータを蓄積・解析・理解することで、高い生産技術を持つ篤農家の知恵を情報として流通させ、人材育成や、小規模農家も含む多数の経営体で共有・活用すること等による収益向上など、多面的に利活用する知識集約型生産方式の構築に取り組み、2016 年までにこの構築を達成するとともに、このビジネスモデルを地域の活性化や国外への展開を図ることで、農業の知識産業化に取り組む。

あわせて、2015 年度中には、企業の農業参入、農業経営の法人化の推進やこれらに資する農地情報の整備などの環境整備を進めて、農業経営への新規参入、後継者の円滑な確保や大規模化を促進する。

② 関連産業の高度化

農業資材・機械などの農業関連の周辺産業において、「AI 農業」など農業情報の活用のほか、農業機械へのセンサ搭載による圃場や収穫物に係る収集データを活用した圃場ごとのきめ細かな肥料散布や、GPS・準天頂衛星による自動走行システムを活用した農業機械の協調走行による生産性向上などのスマート農業と呼ばれる取組

が検討・実現されてきている。これらの技術の安全性や情報セキュリティの確保を図るとともに、個々の情報の利活用に加え、多種多様な農業関連の流通情報・ノウハウの利活用によるソリューション展開（流通する情報・ノウハウを商品とセットで販売するなどの複合的なサービスの展開）を図り、2018年までに業界の主要収益源の一つに成長させる。

③ 市場開拓・販売力の強化

農場から食卓までの情報流通を加速するため、バリューチェーンの構築に資するための施策に各省連携で取り組む。具体的には、付加価値情報の流通による農産物の評価の向上を図るとともに、生産者の出荷情報の流通を通じた生産者や生産組織の客観的な評価基準の構築とその利活用等を促進することとし、これにより、付加価値の向上との相乗効果による安全・安心なジャパンプランドの確立を図り、2017年度以降、当該IT利用技術により生産された農産物と当該技術の海外展開を成長軌道に乗せるとともに、生産者の出荷情報の利活用による新たなビジネスの創出を実現する。

【KPI】

- ・各省のこれまでの研究及び実証事業の成果の実用化・技術移転・普及の状況
- ・農業IT機器・サービス等の提供者側とそれらの利用者側に係る定量的な状況（市場規模、売上げ、普及率等）
- ・農業情報創成・流通促進戦略を踏まえた個別ガイドラインの策定状況、普及状況
- ・パッケージ化されたIT活用型農業の海外展開状況

(3) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現

車と車、道路と車、車と人等が相互に、タイムリーな情報交換ができるようにするとともに、地図情報や車・人の位置情報などの地理空間情報（G空間情報）、蓄積データを活用することなど、ITS（Intelligent Transport Systems）技術の活用により、交通事故の危険や交通渋滞が回避される、安全で、環境にやさしく、経済的な道路交通社会を実現する。

あわせて、高齢者や障がい者などの交通制約者にとって、安全・安心かつ円滑な移動が可能となる移動支援システムや、人が移動する際のニーズを正確に把握することにより最適な車と公共交通機関を組み合わせた移動手段の提案が可能となるシステムを構築する。

このため、府省横断的なロードマップである「官民ITS構想・ロードマップ2015」を踏まえ、安全運転支援・自動走行システムの開発・実用化や交通データ利活用等

を推進する。その際、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、世界最先端のITSを構築し、世界に発信する。

具体的には、現在、官民で取り組んでいる安全運転支援システムの早期実用化のより一層の加速を図るため、全国主要交差点におけるインフラ配備や、対応車載機及び高齢者や子供に配慮した歩行者端末の開発・実用化・導入支援を行う。また、車の自律型のシステムと協調型（車車間通信、路車間通信等）のシステムや衛星測位技術等を組み合わせ、運転支援技術の高度化を図るとともに、社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を行うなど、実用化に向けた公道上での実証を実施し、2020年代前半には、準自動走行システム（レベル3）の市場化、2020年後半以降に完全自動走行システム（レベル4）の試用開始を目指す。さらに、移動を支援するロボット技術等を活用した超小型モビリティ（1～2人乗りの超小型車）等の開発、普及拡大を図る。

また、駐車場など、高速道路以外の施設でもETCなどのITS技術が利用可能となる環境を整備し、利便性の向上を図る。さらに、安全運転支援、渋滞対策、災害対策等に有効となる交通情報の集約・配信に係る取組のほか、自動車関連情報の利活用のための環境整備等を図り、テレマティクス等を活用した新たな保険サービス、自動車の履歴情報を収集・活用したトレーサビリティ・サービスなどの具体的な新サービスの創出・産業革新などの取組を推進する。

これら我が国のITS技術等について、ITS世界会議等において引き続き国内外に発信していく。

これらの取組等により、2018年を目途に交通事故死者数を2,500人以下とし、2020年までには、世界で最も安全な道路交通社会を実現する（交通事故死者数が人口比で世界一少ない割合になることを目指す）とともに、交通渋滞を大幅に削減することにより、2030年に向けて、世界一安全で円滑な道路交通社会を目指す。

【KPI】

- ・交通事故死者数
- ・交通渋滞状況
- ・高齢者等の移動支援

（4）世界一安全で災害に強い社会の実現

災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できる防災・減災情報インフラを構築する。また、大規模災害時等において、ITを活用することにより、人命救助、消火活動など、効果的な現場対応を可能とするとも

に、それらへ備えるための高度なシミュレーションを利用した被害予測など、「助かる命を確実に助ける」災害に強い社会を実現する。

また、センサ、ロボット、非破壊検査、情報化施工などの技術も活用することにより、社会インフラの実態を正確に把握・蓄積し、それらを活用することにより、社会インフラを安全により長く利用できることにつなげ、世界で最も安全で経済的な社会インフラを実現する。

① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築

災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実にかつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等を構築する。また、大規模災害時等において、準天頂衛星等による高精度な測位情報やメッセージ通信機能と IT を活用することにより、被災状況等を的確に把握するほか、リモート操作等で、人命救助、消火活動、情報化施工等で、災害応急復旧など、効果的な現場対応を可能とするとともに、それらへ備えるため、高度なシミュレーションを利用した事前の精緻な地震・津波被害予測、これらの予測等に資する最先端のスーパーコンピュータの開発など、「助かる命を確実に助ける」災害に強い社会を実現する。

そのため、地理空間情報（G 空間情報）の利用を官民が協力して進めるとともに、行政の情報収集を補完する民間情報の防災・減災への活用や多くの主体での防災・減災情報の共有を推進し、また、オープンデータ推進の観点から、一部省庁の共有にとどまっている総合防災情報システムの災害関連情報についてインターネットを通じた情報提供を実現することにより、迅速に誰もが地理空間情報（G 空間情報）や災害関連情報を利活用できるようにする。

さらに、Jアラートによる瞬時情報伝達手段の多重化・多様化や、災害情報等を多様なメディアに一斉配信するJアラートの全国運用の推進、平時にも活用可能な防災・減災情報を提供する情報通信端末の整備等も含め、多様なメディアを活用した重層的な情報収集・伝達体制を構築することにより、全ての国民が、正確な災害関連情報を、公共サービスや民間サービス等を通じて入手できるようにする。

これらの取組により、2015 年度までには、多様なメディアを活用した重層的な情報収集・伝達体制を構築し、その成果を広く国民に対し普及・啓発する。

また、災害現場に近づけない大規模災害・特殊災害等に際して、IT を活用してリモートで操作できる災害対応ロボット等を 2018 年度までに導入し、順次高度化を図るとともに、地理空間情報（G 空間情報）を活用した避難誘導や消火活動について、2016 年度までに導入を検証し、2020 年度までに導入を実現する。

② IT 利活用による世界一安全で経済的な社会インフラの実現

社会インフラの管理者は、社会インフラの維持管理に必要な各施設の現況や情報

化施工によって得られるデータ等を活用し、異常の早期発見、早期対応により事故を未然に防ぐとともに、早期に損傷を発見し、大規模な修繕に至る前に対策を実施する予防保全を推進することにより、社会インフラを安全に、より長く利用できることにつなげ、国土強^{じん}靱化や、維持管理・更新に係るトータルライフサイクルコストの縮減を図る。

このため、社会インフラの管理者は、社会インフラの維持管理・更新に必要なデータを体系的に把握し、2013年度から各施設の現況などのデータのデータベース化を推進する。また、当該データを統一的に扱うプラットフォームを構築し、2014年度から一部の運用を開始し、2015年度以降、機能強化を図りつつ、本格運用へ移行する。あわせて、各施設の管理者間での活用や国民への「見える化」も推進する。

また、劣化・損傷個所の早期発見、維持管理業務の効率化につながるセンサ、ロボット、非破壊検査、超低消費電力通信などの技術の研究開発・導入を推進する。研究開発に当たっては、開発された技術が現場での導入につながるよう、ニーズや信頼性、経済性に十分配慮するなど、将来的な普及促進を見据えた研究開発を行う。

さらに、センサ、ロボット、非破壊検査などの技術と大規模データ解析技術とを組み合わせることにより、世界最先端の高精度分析手法の確立に向け、2020年度までに、産学官が連携して、社会インフラの劣化状況等の把握に関する低廉かつ現場に即した技術の現場への導入を図る。

これらの取組により、社会インフラの維持管理に関わる新産業の創出等につながるとともに、2020年度までに国内の重要インフラ・老朽化インフラの20%についてセンサ等の活用による点検・補修を行うとともに、世界共通の課題となり得る社会インフラの老朽化対策について、我が国がフロントランナーとなれるよう、課題解決の成功モデルを構築し、国際展開を図る。

【KPI】

- ・ 多様な伝達手段の全国普及度合い
- ・ 社会インフラの事故発生件数

(5) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現

東日本大震災以降、大きな課題となっているピーク時の電力削減の解決には、供給サイドの対応とともに、需要をスマートにコントロールするエネルギーマネジメントの実現が必要である。

これまで、電力需要を所与のものとして、専ら電力会社による供給力の調整に依存してきた電力需給の管理については、需要者が供給側の状況に応じて需要を選択

できる「デマンドリスポンス」など、需要者が電気を始めとするエネルギーマネジメントに積極的に参加できるシステムを構築する。

特に、民生部門においては、IT・クラウド技術を駆使し、小口需要家を束ねて効果的にエネルギーマネジメントサービスを提供する「アグリゲータ」の役割が重要であり、アグリゲータを新しいビジネス分野として確立させることにより、効率的なエネルギーマネジメントを実現する。

このため、2015 年度には、需要家の需要削減量の取引を行う「ネガワット取引」に係る実証事業を実施することにより、2014 年度に策定した「ネガワット取引に関するガイドライン」の有効性の検証や、ネガワット取引のポテンシャルの見極め等を行うことでネガワット取引の実装に向けた環境整備を行う。さらに、2016 年をめぐりに行われる予定の電力の小売参入自由化などの法制度整備に併せて、全国の各地域において、スマートメーターの普及を進めるとともに、「デマンドリスポンス」を活用した効率的・安定的なエネルギーマネジメントの普及の促進、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）から得られる電力利用データを活用した生活支援サービスの創出へ向けた環境整備を行う。

【KPI】

- ・ デマンドリスポンスの普及状況

(6) 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化

高精細・高臨場感な 4K・8K の放送サービスやデジタルサイネージ、放送番組とインターネットが本格的に連携したスマートテレビによるコンテンツ配信やアプリケーションの利用などの次世代の放送サービスを世界に先駆けて実現することにより、新たな市場の創出を図る。4K 放送については 2015 年、8K 放送については 2018 年の実用放送開始を目指す。

このため、放送に関わる事業者が目標やアクションプランを共有・実行するための体制整備や、実用化に必要な技術面・制度面のルールの策定・公開、国際標準化及び技術検証などの環境整備を行い、コンテンツやアプリケーションの提供を行う意欲を持つ者なら誰でも参加できる、新しいオープンなメディア空間を創造し、2020 年には、4K・8K 放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで 4K・8K 番組やスマートテレビに対応したサービスを楽しむ環境を実現する。

さらに、これらの導入実績を踏まえ、我が国の次世代放送・通信サービスをパッケージ化し、国際展開を図る。

【KPI】

- ・ 4K・8K 放送等の開始を実現するための環境整備の状況
- ・ 社会的課題の解決に向けた放送・通信連携サービスの利活用の充実度

(7) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉えた最先端の IT 利活用による「おもてなし」の発信

本戦略の目標年である 2020 年には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、国内外から多数の観光客等が見込まれることを踏まえ、入国から移動・滞在・出国まで一貫した行動のシームレス化を実現する。

個人の属性に応じた各種サービス提供環境の実現、観光情報などのオープンデータの利用促進、4K・8K などの次世代放送・通信サービス、デジタルサイネージ、世界最先端の ITS による道路交通サービス、無料公衆無線 LAN などの低廉で快適に利用できる通信ネットワークインフラの推進、言葉の壁をなくす多言語音声翻訳システムの高度化や、第 5 世代移動通信システム（5G）の実現等について、サイバーセキュリティなど、安全・安心の確保を図りつつ、社会全体の IT 化を進展させ、最先端の IT 利活用による「おもてなし」を提供し、広く世界に発信することにより、IT 利活用の裾野を拡大するとともに、産業競争力の強化を図る。

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

経済成長のツールとしてマイナンバーの積極的な利活用を図る上では、国民の個人情報保護に関する不安に鑑み、十分な情報セキュリティ対策を講ずることが重要である。

マイナンバー制度の導入に当たっては、制度上・システム上の両面から様々な安全管理措置を講じており、例えば、各行政機関の個人情報は、各行政機関で分散して管理され、個人情報が一つの機関において一元管理されることはなく、これまで通りの管理主体が責任を持って管理することとなっている。

また、各行政機関間で情報提供ネットワークシステムを通じた情報のやり取りをする際には、マイナンバーそのものを連携キーとするのではなく、情報提供ネットワークシステムから機関ごとに異なる符号を振り出し連携キーとする方式を採用しており、他の行政機関との間は遮断されることとなる。さらに、独立した第三者機関である特定個人情報保護委員会がマイナンバーの取扱いに関する監視監督を行う

ほか、万が一、正当な理由なくマイナンバー付きの個人情報ファイルを提供した場合等は重い罰則が科せられることとしている。

今後も、必要に応じた各種ガイドラインの見直し等により、人的対応や内部管理の問題に対応しつつ、更なるセキュリティ対策の強化を進めていく。

① マイナンバー利活用範囲の拡大

マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進めてきた分野のうち、戸籍事務については、戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、2016年2月以降の法制審議会への諮問を目指し、必要な論点の洗い出し、整理等の個別具体的な検討を進め、2019年通常国会をめぐり必要な法制上の措置を講ずる。

旅券事務については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、2019年通常国会をめぐり必要な法制上の措置等を講ずる。

更に、在留届など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会をめぐり必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。

② 個人番号カードの普及・利活用の促進

2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。また、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カードなどの行政が発行する各種カードとの一体化を図る。加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

そして、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。

また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。更に、住

民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの 2019 年度中の開始を目指し、検討を進める。

③ マイナポータルの構築・利活用

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引っ越し・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017 年 1 月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

④ 個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を 2017 年度から順次開始する。

また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017 年度から順次地方公共団体での上記システムの利用を可能とする。

⑤ 法人番号の利活用推進

法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高める。

【KPI】

- ・ 個人番号カードの発行枚数等

(2) 利便性の高い電子行政サービスの提供

従来政府が担っていたサービスの提供機能を民間にも開放し、官民の協働によって、より利便性の高い公共サービスを創造する。国民がステークホルダーとして積極的に参加できるよう、クラウドを活用したオープンな利用環境を、データ・フォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化、アプリケーション・インターフェイス（API）の公開等を行いつつ整備する。特に文字の標準化・共通化に関しては、今後整備する情報システムにおいては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則とする。

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、スマートフォンやタブレット端末など適切なチャネルでサービスを提供する。

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（2014年4月1日各府省CIO連絡会議決定）及び「行政分野におけるオープンな利用環境の整備に向けたアクションプラン」（2014年4月25日各府省CIO連絡会議決定）を踏まえた取組を推進する。さらに、政府のWebサイトについては、「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」（2015年3月27日各府省CIO連絡会議決定）に基づく取組を推進するとともに、順次APIを公開すること等により、国民にとってより利便性の高いWebサイトへの見直しを実施する。

あわせて、クラウドの活用やマイナンバー制度の導入を見据え、業務改革を計画的に進め、個人情報を含む重要情報の適正な管理のためのセキュリティ対策を講じつつ、利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービスなど利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する。

【KPI】

- ・ サービスに対する利用者満足度、Webサイトの閲覧数、API公開数

(3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

IT投資に当たっては、業務改革を徹底する。各府省庁は、各システムの更改時期等に合わせて、サービス向上や行政運営の効率化・スリム化に向けたビジョン、実現のために必要な法制度・組織・業務上の改革内容及び投資対効果を明確にした具体的な改革プランを策定し、これに沿って計画的に業務・システムの改革を行う。

また、クラウドの徹底活用により、大規模な効率化と縦割りを打破したシームレスな連携、変化への迅速かつ柔軟な対応力の向上を図り、効率的な行政運営と徹底したコスト削減を実現する。

このため、政府のIT投資に関するポートフォリオ管理を行い、個々の投資の効果を検証し、発現効果の実績を年度ごとに把握する。また、投資の効果の検証を踏まえ、政府情報システム改革に関するロードマップを適宜見直しつつ、政府CIOの指導の下、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直し、政府共通プラットフォームへの移行を進める。あわせて、政府共通プラットフォームについては、開発環境やリモート・デスクトップ機能など、政府のプライベートクラウドとしての環境及び機能を整備し、その充実を図る。また、

政府情報システムの見直しにおいては、政府共通プラットフォームの活用のほかパッケージソフトウェアの利用も推進する。さらに、民間クラウドサービスの利用に関する基準の整理を行う。

さらに、職員のワークスタイルについて、モバイル端末の利活用等を通じて、情報のデジタル化（ペーパーレス化、デジタルアーカイブ化）の推進と生産性向上を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスや災害時等の業務継続性に配慮したものに变革する。

これらの取組により、2018年度までに現在の情報システム数（2012年度：約1,500）を半数近くまで削減するほか、業務の見直しも踏まえた大規模な刷新が必要なシステムなど特別な検討を要するものを除き、2021年度をめどに原則全ての政府情報システムをクラウド化し、拠点分散を図りつつ、災害や情報セキュリティに強い行政基盤を構築し、運用コストを圧縮する（3割減を目指す。）。特に、大規模なシステムについては、政府CIOによるレビュー等を通じて、運用コストの大幅な削減を図るとともに、利用者視点や業務改革（BPR）を踏まえた、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取組を推進する。

なお、全国一律の業務・システム内容である地方公共団体等の情報システムについては、適切な費用分担の下、各府省庁による一元的な開発・調達を実施し、それを全国的に共用するなどシステム整備・運用の効率化を推進する。

また、自治体クラウドについても、2017年度までを集中取組期間と位置付け、業務の共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する（自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村の倍増を目指す。）。さらに、国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進する。これらの取組により、地方公共団体の情報システムの運用コストを圧縮する（3割減を目指す。）。

上述の取組については、国民にとって有益で、かつ利便性の高い行政を実現することで経済成長を促進するため、IT総合戦略本部 eガバメント閣僚会議の下に、政府CIOを主査とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」を2015年4月に設置し、「eガバメント閣僚会議 国・地方IT化・BPR推進チーム第一次報告」（2015年6月国・地方IT化・BPR推進チーム）を取りまとめたところ、これを踏まえ、推進することとしている。

具体的には、2017年7月の地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始以降、マイナンバー制度を活用した子育てワンストップサービスの検討を進めるなど、行政サービスのオンライン改革を進める。また、来所・紙を前提とした業務プロセスを見直し、組織横断でのサービス設計を行っていくことにより、各府省個別業務の効率化・省力化、行政サービスの改善等に向けた業務改革を進め、政府情報システムに関する運用コストを削減するとともに、公務の能率化に取り組む。

さらに、地方公共団体の情報システム改革を推進するとともに、自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等クラウドの質の一層の向上を図る。これらを通じて、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図るとともに、更なるコスト削減に向けた方策や質の向上策について、2016年夏に結論を得るべく、検討を進める。

【KPI】

- ・ 政府情報システムの削減数及び運用コストの削減額
- ・ ペーパーレスの目標（電子決裁率等）

（４）政府における IT ガバナンスの強化

政府 CIO による IT ガバナンスを強化し、攻めの IT 投資と無駄の徹底排除を図り、政府全体を通じた戦略的な IT 投資管理を実現する。

このため、政府 CIO の下、政府情報システム改革に関するロードマップの着実な実施に向けた政府情報システムに関する投資計画を予算編成に合わせて策定・推進するとともに、2014 年度から運用を開始した日本版「IT ダッシュボード」（各府省庁の IT 投資の状況等をインターネット経由で一覧性をもって国民が確認できる仕組み。）の充実を図る。

また、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（2014 年 12 月 3 日各府省 CIO 連絡会議決定）等に基づき、低廉で質の高いプロジェクト遂行及びシステム管理の定着化を進める。加えて、政府 CIO 補佐官のプール制の運用、政府情報システム資産管理等のためのデータベースの運用、レビュー制度の運用等を着実に実施しつつ、特に大規模かつリスクの高いプロジェクトに対するモニタリング機能を強化する。

さらに、政府における IT 人材の育成を図るため、研修プログラムの見直し・充実を政府横断的な取組として実施し、各府省庁は、政府 CIO のスタッフ組織及び政府共通プラットフォームなどの府省を横断する大規模プロジェクトの推進組織との間で人事交流を行うこと等により IT 人材の計画的育成・キャリアパスの明確化を図るとともに、府省庁における IT プロジェクトの核となる人材が、プロジェクトのライフサイクルの適切な節目までそのポストに留まるよう、人事ローテーションについても工夫する。

あわせて、政府の情報システム調達に関して、ベンダロックインの解消等による調達コストの削減や透明性向上及び競争力のある市場を構築するための戦略的調達を目指した取組を推進する。このため、府省共通システムの調達等に当たっては、政府 CIO の責任の下、仕様の検討等を行うための体制整備を行う。また、システム要求仕様の府省庁側での作成・明確化、オープンソースソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進を行うとともに、統合・集約の推進及び主要な OS 等に対するガバメントライセンスの導入による政府全体としてスケールメリットをいかした調達等を実施する。

【KPI】

- ・各プロジェクトの目標達成度合、IT 人材の育成数（研修実施人数）

IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

1. 人材育成・教育

世界最高水準の IT 利活用社会を通じて、「情報資源立国」となるためには、それをけん引する人材、それを支える人材、それを享受して豊かに生活する人材が必要であり、我が国の誇る高い倫理観と安全・安心な生活文化の維持・強化と両立し得る施策を検討・整備することが必要である。

国民全体の情報の利活用力向上を実現するには、発達段階に応じた情報教育、及び学習環境の充実（ソフト・ハードを含む）が必要となる。

その際、初等・中等教育段階におけるプログラミングに関する教育の充実に努め、IT に対する興味を育むとともに、IT を活用して多様化する課題に創造的に取り組む力を育成することが重要であり、このための取組を強化する。

また、グローバル化への対応としても、英語など外国語によるコミュニケーション能力とともに、IT を活用して課題解決を図る力などのこれからの時代に求められる能力の育成について、これまで以上のスピードで、産学官が連携した社会全体での取組が必要となる。

人材育成・教育における施策の推進状況や達成度については、OECD 調査など国際的な指標も参考に年代層別の情報の利活用力向上に応じた適切な指標（KPI）を設定・確認し、それを踏まえた取組を進めていくことが重要である。

これらを具体的に実行するために、次の2点を中心に、「創造的 IT 人材育成方針」（2013年12月、IT 総合戦略本部決定）を踏まえ、速やかに実行に移すこととする。

（1）IT の利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備

インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により、国民全体として IT に触れる機会が増大していることを踏まえ、IT の利活用により、子供から高齢者まで、そのメリットを享受して豊かに生活を送ることができるよう、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を含め、国民全体の情報の利活用力の向上を図る。

このため、子供から学生、社会人、高齢者に至るまで、それぞれに必要なとされる情報の利活用力の現状も把握しつつ、IT に関する知識を身に付けるための取組を推進する。

推進に当たっては、NPO など民間の活動も極めて重要であり、より効果的な取組となるよう適切な支援策を講ずる。また、遠隔教育など IT の利活用により、離島を含め国内外のあらゆる場所で、全ての国民が地理的・時間的・経済的制約を受けることなく自由に学べるよう環境を整備するとともに、インターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。さらに、産業界と連携し、人材の

流動化や職種転換を容易にする様々な環境整備を進めるとともに、産業全体の魅力向上を図ることも必要である。

学校の高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板や無線 LAN 環境の整備、デジタル教科書・教材の活用など、初等教育段階から教育環境自体の IT 化を進め、児童生徒等の学力の向上と情報の利活用力の向上を図る。

あわせて、教員が、児童生徒の発達段階に応じた IT 教育が実施できるよう、IT 活用指導モデルの構築や IT 活用指導力の向上を図るほか、円滑な IT 利活用を図るための支援員の育成・確保及び活用を進める。そのため、指導案や教材など教員が積極的に活用可能なデータベースを構築し、府省の既存の子供向けページも教材等として整理し、積極的に活用する。また、企業や民間団体等にも協力を呼びかけ、教育用のデジタル教材の充実を図るとともに、デジタル教科書・教材の位置付けや、これらに関連する著作権を含めた制度に関する課題を検討し、必要な措置を講ずる。さらに IT 利活用により教員の校務の効率化を推進する。

これらの取組により、2010 年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境の IT 化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築し、家庭での事前学習と連携した授業など指導方法の充実を図る。

また、新しいモノづくりであるデジタル・ファブリケーションやロボティクス、プログラミング、コンテンツ作成など、学生等が、将来を展望した技術を習得できる環境整備を教育環境の IT 化とともに進める。

(2) 日本の IT 社会をリードし、世界にも通用する IT 人材の創出

イノベーションの鍵を握るのは人材であり、社会的課題の本質を掘り下げて IT の利活用による解決策をデザインできる、IT の利活用をけん引する高度な IT 人材の創出が必要である。また、このような高度な IT 人材を創出するためには、実践の中で技術を習得させることが重要である。

このため、初等・中等教育段階でのプログラミング、情報セキュリティなどの IT 教育を充実させ、高等教育段階では産業界と教育現場との連携の強化を推進し、継続性を持って IT 人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、IoT、データサイエンスなど、世界最先端の技術や知識の習得を常に積極的に支援する学習環境を整備する。また、IT 習得の意識高揚の観点から、プログラミングコンテストなどの競技会を推進していくことも重要であり、全国規模や地方で開催されるプログラミングコンテストに対して関係省庁による後援や大臣賞の付与等を行う。

また、分野・地域を越えた全国的な実践教育ネットワークの推進やインターンシップ等を含め、実践的な専門教育プログラム等を構築する。あわせて、企業においても、IT を基礎とした経営改革及び事業活動について企業の経営者、経営層に啓発する。さらに、

期待されるスキルの確保とそれに見合った魅力的なキャリアパスによる実践的な人材育成モデルの構築が必要である。

なお、IT人材のスキルを共通尺度で明確化するスキル標準を、ITの技術変化等を踏まえて適切に整備・活用し、企業の採用活動・人事評価制度に組み入れるなどして、社会全体にITスキルを普及させるとともに、人材シフト支援のための環境整備を行う。

さらに、起業意識を醸成するイベントやプロジェクト、大量・多様なデータの解析・統合に関する研修や関係機関間のネットワーク形成等を通じて、IT・データを活用した革新的研究の推進、起業や新サービスの創出を担う、先端人材の発掘・支援を進める。

【KPI】

- ・ 指導用デジタル教材の整備率
- ・ 教員のICT活用指導力
- ・ ITパスポート試験の延べ合格者数
- ・ 政府がWebにて公開、配信している学習用コンテンツやサイトへのアクセス数、講義の受講者数

2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保

ITインフラに関しては、2000年以降、我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバ等においてブロードバンド環境が整備されている。今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつIPv6やIoTにも対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要がある。

また、耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含めた全ての地域における国民のブロードバンド環境の整備や、陸地のみならず、海上における資源探査や安全確保にも資する衛星ブロードバンド環境の活用など、世界で最も強靱なブロードバンド環境を整備するとともに、日本と世界をつなぐ信頼性・安定性の高いグローバルインフラの整備を進めていくことも必要である。

このため、以下の取組を推進する。

- (1) 通信ネットワークインフラについては、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保などの競争政策や、新たなワイヤレス産業の創出等にも資する電波の有効利用を引き続き推進するとともに、離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図る。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、訪日する外国人にも使いやすい無料公衆無線LAN環境の整備をはじめとする低

廉かつ快適な通信利用環境の実現を図る。さらに、ビッグデータや IoT 時代のトラヒック増に対応するための IT インフラ環境を確保する。

(2) 大規模災害時における IT の利活用の観点から、海底ケーブルなどの IT 国際インフラの冗長化や東京圏に集中するデータセンターの地域分散・地域連携や IX（インターネットエクスチェンジ）の地域分散など、バックアップ体制の整備を推進し、強靱かつリダンダント（冗長的）な IT インフラ環境を確保する。

【KPI】

- ・ 固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ自治体数
- ・ 災害時の接続率
- ・ システムの復旧時間

3. サイバーセキュリティ

サイバー攻撃が現実のものとなるなどサイバー空間を取り巻くリスクが深刻化し、我が国の安全保障・危機管理に影響を及ぼすとともに、国際的な競争力を揺るがし、国民に多大な不安をもたらすおそれが生じている。

このような中、「世界最高水準の IT 社会」の実現を目指す我が国において、サイバーセキュリティの強化は、国家の安全保障・危機管理のみならず、IT・データ利活用の促進等を通じた我が国の産業競争力強化等のためにも不可欠なものである。

したがって、サイバーセキュリティについては、IT 総合戦略本部、サイバーセキュリティ戦略本部及び国家安全保障会議が緊密に連携し、「サイバーセキュリティ戦略」及び年次計画に基づく具体的な施策を推進することにより、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を創出・発展させ、もって「経済社会の活力の向上及び持続的発展」「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」「国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障」に寄与する。

とりわけ、国民・社会を守るサイバーセキュリティ確保の観点から、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）による監視・監査の対象拡大や監視手法の高度化など政府機関等の対応能力の抜本的強化を図る。こうした抜本的な強化に係る施策の推進に当たり必要となる予算や体制についての措置を講ずる。具体的には、サイバーセキュリティ施策の推進のために追加的に必要な経費等については、業務・システム改革その他施策の見直しによる行政の効率化等によって節減した費用等を振り向ける。

また、総合行政ネットワーク（LGWAN）について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOC との情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体

を俯瞰した監視・検知体制を整備する等により、マイナンバー制度のセキュリティ確保を徹底する。

4. 研究開発の推進・研究開発成果との連携

IT・データを利活用し、社会の発展や産業の活性化につなげるためには、絶え間ない先端技術の研究開発が重要であるとともに、それをいかに社会に実装していくかが重要である。

世界最高水準のIT社会を実現し、維持・発展させるために、情報通信社会の今後の動向を見据えた研究開発を推進するとともに、独創的な人材の活用も図りつつ、イノベーションにつながる様々な先端技術、世界先端の各分野の科学技術が世界最先端の研究コミュニティと連携するための先端的な国際ネットワーク拠点を構築する。例えば、IoTやAIの更なる進化により、実世界とサイバー空間が相互に連携する社会の実現に必要となる超高速ネットワーク伝送技術、認識技術、データの加工・分析技術、ハイパフォーマンス・コンピューティング技術、ソフトウェアの開発技術、非破壊計測技術、デバイス技術、センサ技術、ロボット技術やセキュリティ技術などの世界最先端の研究開発を実施するとともに、言葉の壁をなくす多言語音声翻訳システムの高度化に向けた研究成果を、迅速かつ的確にIT戦略と連携させることも必要である。このため、総合科学技術・イノベーション会議等とも連携を図りつつ、研究開発及び社会実装を推進するとともに、その成果が国際標準となり、世界でも幅広く受け入れられるよう取組を推進する。

V. 本戦略の推進体制・推進方策

1. 本戦略の PDCA サイクル等の推進管理体制

世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向けて、各府省庁の取組の歯車がかみ合い、力強く目標に向かって進むように、政府 CIO が中心となって、俯瞰的かつ具体的に関与し、横串を通す調整を行うことで、機敏にかつ適切に PDCA サイクルを推進し、スパイラルアップを目指す。

(1) 政府 CIO の司令塔機能の発揮

本戦略を強力かつ着実に推進するため、政府 CIO が、司令塔として以下の 4 点を行っていく。

- ① 地域の活性化、行政の効率化、地理空間情報（G 空間情報）、農業等第一次産業、観光、医療・健康、資源・エネルギー、防災・減災、道路交通、教育などの重点課題について、関係府省の緊密な連携を図り、各施策を円滑かつ効率的に実施するための府省横断的な推進計画の作成
- ② 本戦略を推進するに当たって、IT 投資の重点化・効率化の徹底による全体最適を実現する（各府省庁間での連携確保や特定分野への重点投資等を行う）ための政府としての方針（経費の見積りの方針）の策定
- ③ 本戦略に係る具体的な施策を、府省統一的に推進するための技術的又は専門的事項等を定める指針（ガイドライン）の作成
- ④ PDCA サイクルの各段階に応じた、施策の推進（投資効果、進捗状況等）に係る評価の実施

(2) IT 総合戦略本部における推進管理体制

本戦略の PDCA サイクルの推進管理体制として、IT 総合戦略本部の下に、政府 CIO を中心とした専門調査会を設置する。

また、専門調査会の下に、分科会を設置し、地域の活性化、行政の効率化、地理空間情報（G 空間情報）、農業等第一次産業、観光、医療・健康、資源・エネルギー、防災・減災、道路交通、教育等の重点課題に係る戦略の推進に必要な具体的方策や評価指標の検討、ロードマップの作成・見直し及び取組状況の評価等を実施する。

さらに、以上の取組を円滑に進めるため、行政の IT 化と業務改革の同時・一体的推進を強力・機動的に行うための閣僚級の体制を整備するとともに、政府 CIO を中

心とした IT 戦略に関する PDCA サイクルを推進すべく、体制の更なる強化を検討する。

2. 目標・進捗管理における評価指標

本戦略に基づく、具体的な取組について、進捗状況や成果を確認するためには、「目標」とその目標を具体的に実現するための「施策」が計画通り遂行されているかどうか定量的に測定する「指標」として、いわゆる KPI を設定することが重要である。

したがって、可能な限り、定量的な KPI を設定し、管理するとともに、世界最高水準の IT 利活用社会の実現を目指し、IT 総合戦略本部の下に設置する専門調査会において、戦略を推進していく中で、新たな評価指標の設定・見直し等についても検討を行う。

一方、世界最高水準の IT 利活用社会を実現するためには、本戦略が目指す社会・姿を適切に反映した、公平かつ客観的な、分かりやすい、世界から共感が得られる世界的（グローバル）に汎用可能な指標（インデックス）を設定し、目標達成に向けた進捗度合いを測定、管理することも重要である。

特に、既に公表されているインデックスの活用にあたっては、そのインデックスを構成する要素、評価項目等を理解し、技術の進展や市場動向等も考慮した上で、設定・活用する必要がある。

3. 成功モデルの分析・展開

本戦略の着実な推進を図り、本戦略の目指す、革新的な新産業・新サービスの創出や安全・安心で便利な生活が可能となる社会を実現するため、関係各府省庁が連携し、地域の活性化、行政の効率化、地理空間情報（G 空間情報）、農業等第一次産業、観光、医療・健康、資源・エネルギー、防災・減災、道路交通、教育などの重点課題について、IT を活用して総合的に解決するプロジェクトを分野複合的に行う。

なお、成功モデルの展開にあたっては、地域によって様々な事例があり、個々に分析が必要となる。したがって、一つの成功モデルは、その地域の実態や条件を踏まえた上で、成功モデルとして成り立つことから、何も手を加えずにその成功モデルをそのまま他地域に展開できないことに留意する必要がある。

4. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

我が国が持続的成長・発展に向けた歴史的な分岐点に立っているという危機感を共有した上で、国際競争力の抜本的強化策を早急に実行することが必要である。

また、地域の活性化、行政の効率化、地理空間情報（G 空間情報）、農業等第一次産業、観光、医療・健康、資源・エネルギー、防災・減災、道路交通、教育などの重点課

題での IT の利活用は、インフラ輸出の新たなフロンティアであり、国内戦略と国際戦略を連携させ、官民出資による新たな機構の設立や官民ミッション団の派遣をはじめとする機動的で実効的な官民連携体制を整備し、これらの分野の成功モデルを相手国のニーズを踏まえ、我が国の知見を総合的に活用してパッケージで海外展開することにより、国際貢献と我が国の国際競争力強化に貢献する。